

# 「防災重点農業用ため池の指定」及び「防災工事等推進計画の策定」について

## 1 防災重点農業用ため池の指定（特措法第4条）

- 1) 防災重点農業用ため池とは（これまでの「防災重点ため池」と同義）  
決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害等を与えるおそれのあるため池
- 2) **今回指定する防災重点農業用ため池数** **519か所**（令和3年3月26日指定）  
（※令和元年6月公表の防災重点ため池数 617か所）

### 【参考】

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2年10月施行)  
目的：防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。  
期間：令和3～12年度（10年間）

※「防災工事等」：ため池の対策工事、廃止工事、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の実施

## 2 防災工事等推進計画の策定（特措法第5条）

- 1) 防災工事等推進計画  
今回指定した防災重点農業用ため池519か所について、今後10年間（前期・後期）の防災工事等の実施スケジュール及び県・市町村等の役割分担などについて明記。
- 2) 推進計画策定日（公表日）  
令和3年3月31日に県ホームページへ掲載  
（※調査結果等により定期的に更新する。）

## 3 今後の進め方

- 1) 今回指定するため池のハザードマップについては、令和3年度までに県が全て作成し、市町村を通じて地域住民に対して周知する。
- 2) ため池の異常発生時に迅速な状況確認を行うため、監視カメラや水位計等の設置により、施設管理者の監視体制の強化を図る。
- 3) 対策工事の必要性を把握するための劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価を令和7年度までに全て完了させる。その結果、対策が必要となったため池について、法期間内での確実な事業着手に向けて市町村等と連携して取り組む。

※宮城県ため池サポートセンターを令和3年度から本格稼働し、ため池管理者等に対して技術的な指導、助言等を行う。